



# 市・県民税、所得税の申告は 自分で書いてお早めに

## 申告相談・受付期間は、2月17日(月)～3月17日(月)

市・県民税と所得税の申告が始まります。もう準備はお済みでしょうか。今年の申告相談・受付期間は、2月17日(月)～3月17日(月)までとなっています。

申告は、昨年1年間の所得の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

### 問い合わせ先

#### 市・県民税の申告

税務課市民税係 ☎(25)1134

#### 所得税の申告

伊勢税務署個人課税部門  
(音声案内) ☎0596(28)3191

- 市では次の申告について、いずれの会場でもお受けできません。いせシティプラザ（伊勢税務署西隣）にて申告をお願いします。
- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
  - 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
  - 住宅借入金等特別控除
  - 消費税、贈与税
  - 平成24年分以前の確定申告
  - 修正申告および更正の請求
  - 平成25年中に事業を始めたかた
  - その他、複雑な申告のかた

### 市・県民税の申告

申告書は、前年の課税実績や課税資料などを基に、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に同封の「市・県民税申告書の書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告相談は、表1の会場で行います。

### 申告が必要なかた

平成26年1月1日現在で市内に住所のあるかたや市の国民健康保険に加入しているかたは、申告の必要がありません。

給与所得者は通常の場合、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業、収用などで国や地方公共団体に土地などを譲渡した人、その他に何らかの所得がある人は必ず申告書を提出してください。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要です。この場合でも、源泉徴収されている所得税があり、

表1 市・県民税の申告相談所開設日と会場

| 受付日      | 地区名                  | 会場                      | 受付時間                      | 受付日      | 地区名                           | 会場                      | 受付時間        |
|----------|----------------------|-------------------------|---------------------------|----------|-------------------------------|-------------------------|-------------|
| 2月24日(月) | 神島                   | 神島開発総合センター              | 9:00～15:00                | 3月6日(木)  | 坂手                            | 坂手公民館                   | 9:00～12:00  |
| 2月25日(火) | 菅島                   | 菅島老人憩の家                 | 9:00～15:30                | 3月7日(金)  | 石鏡                            | 石鏡公民館                   | 9:00～11:30  |
| 2月26日(水) | 桃取                   | 桃取健康管理センター              | 10:30～14:30               |          | 浦村                            | 本浦公民館                   | 13:30～16:00 |
| 2月27日(木) | 相差・畔蛸                | 鳥羽磯部漁協相差支所<br>女性等活動拠点施設 | 9:00～15:00                | 3月10日(月) | 一丁目～五丁目                       | 市民文化会館<br>4階・第3<br>小会議室 | 9:30～16:00  |
| 2月28日(金) | 答志                   | 答志老人憩の家                 | 9:00～15:30                | 3月11日(火) | 堅神・屋内                         |                         |             |
| 3月3日(月)  | 和具                   | 鳥羽磯部漁協<br>和具浦支所集荷場      | 10:30～15:30               | 3月12日(水) | 池上・小浜                         |                         |             |
| 3月4日(火)  | 松尾・白木<br>若杉・河内<br>岩倉 | 松尾公民館<br>岩倉老人憩の家        | 9:00～11:30<br>13:30～16:00 | 3月13日(木) | 安楽島<br>船津・幸丘<br>大明東・大明西<br>高丘 |                         |             |
| 3月5日(水)  | 堅子                   | 堅子老人憩の家                 | 8:30～10:00                |          |                               |                         |             |
|          | 千賀                   | 千賀公民館                   | 10:30～12:00               |          |                               |                         |             |
|          | 国崎                   | 国崎公民館                   | 14:00～16:00               |          |                               |                         |             |

以下のとおり臨時申告相談所を開設します。(土曜・日曜日を除く)

|                          |     |                     |            |
|--------------------------|-----|---------------------|------------|
| 2月24日(月)<br>～<br>3月7日(金) | 全地区 | 市民文化会館<br>4階・第2小会議室 | 9:00～16:00 |
|--------------------------|-----|---------------------|------------|

※臨時申告相談所では、市・県民税申告書、確定申告書Aのみの受け付けとします。その他の申告書については、受け付けません。表2の申告相談日に相談していただくか、伊勢税務署を利用してください。



その還付を受けるかたは確定申告書の提出が必要です。また、所得税の還付がない場合であっても医療費控除や生命保険料控除・地震保険料控除など追加の控除があれば、市・県民税の申告をしてください。なお、申告書の提出がない場合、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

## 所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

3月17日(月)までに申告してください。

市内での確定申告相談会の日程は、表2のとおりです。

なお伊勢税務署では、いせシティプラザ（伊勢税務署西隣）で、2月17日(月)～3月17日(月)まで（土曜・日曜日を除く）受け付けます。

## 申告に必要なもの

- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書

## 社会保険料控除を受ける場合

- 国民健康保険税納付額通知書

（税務課より1月27日発送）

- 後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ（市民課・健康福祉課よりいずれも1月23日発送）

- 国民年金保険料控除証明書

- 生命保険料の控除証明書

- 地震保険料の控除証明書

- 医療費控除を受ける場合

- 支払った医療費の領収書

- 保険金などで補てんされた金額の分かる書類

- 寄付金控除を受ける場合

- 寄付金の領収書または受領証明書

- 障害者控除を受ける場合

- 障害者手帳

- 障害者控除対象者認定書

- 社会福祉事務所が発行

- 平成25年分申告の主な改正点

- 給与所得控除の改正

- 給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。

- くわしい計算方法などは、「市・県民税申告書の書き方」または「確定申告書の引き」をご覧ください。

## 伊勢税務署からのお知らせ

平成24年分所得税の確定申告書を次の方法で提出されたかたには、平成25年分所得税の確定申告書は郵送されません。必要なかたは伊勢税務署までご連絡ください。

- 1 電子申告(e-tax)
  - 2 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」
  - 3 申告会場で電子申告
  - 4 前年以前に提出された確定申告書の「翌年以降送付不要」欄にチェックしている
- 該当のかたは、引き続きe-taxまたは国税庁のホームページの利用をお願いします。

## ご注意ください

申告相談会場は大変込み合います。

内容に不明・不備な点がありますと、相談に時間がかかり、申告されるかたや順番待ちのかたにご迷惑をおかけすることになります。

収支内訳書などは、あらかじめ記入し、完成させたいうえで会場にお持ちください。また、医療費の領収書は合計しておいてください。

スムーズな申告相談の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

## 税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

**とき** 2月19日(水)～21日(金)  
午前9時30分～午後4時  
(ただし12時～午後1時は除く)

**ところ** 市民文化会館4階・大会議室

### 対象となるかた

- ①平成24年分の所得金額が300万円以下のかた
  - ②消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成23年分）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当するかた
- ※なお、相談にはできる限り申告者本人がお越しください。



必要書類などくわしくは、  
伊勢税務署 (☎0596-283191)  
へ問い合わせてください。

表2 確定申告の申告相談・受付日と会場

| と き                | 会場・受付時間                                        | 地区名                  |
|--------------------|------------------------------------------------|----------------------|
| 2月17日(月)           | 市民文化会館<br>4階・大会議室<br>9:00～12:00<br>13:00～16:00 | 一丁目～五丁目・堅神・屋内        |
| 2月18日(火)           |                                                | 神島・菅島・和具・坂手・桃取・答志    |
| 2月19日(水)           |                                                | 船津・幸丘・若杉・河内・岩倉・松尾・白木 |
| 2月20日(木)           |                                                | 浦村・石鏡・相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子 |
| 2月21日(金)           |                                                | 池上・小浜・大明東・大明西・高丘・安楽島 |
| 3月14日(金)<br>17日(月) |                                                | 全地区                  |

※税理士への相談を希望されるかたは、指定日にかかわらず2月19日(水)～21日(金)の期間にお越しください。

※上記会場では、市・県民税申告書、確定申告書A、確定申告書Bのみの受け付けとします。

※市・県民税の申告も受け付けます。

※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。